

配字書式マニュアル

1 配字

| 名 称 | 内 容 | 備 考 |
|---------|--|---|
| 公布文 | × ここに公布する。 ×× 年 月 日 | 条例を |
| 条例番号 | 浜松市長 氏 名× | 中央やや |
| 題 名 | 浜松市条例第 号 ××× ××× 条例 | 左から書 き出す。 |
| 目 次 | 目次 ×第1編× ××第1章× ×××第1節× ××××第1款× (第 条・第 条) ××××第2款× (第 条-第 条) ×××第2節× (第 条-第 条) ××第2章× (第 条-第 条) ××第3章× ×××第1節× (第 条-第 条) (中略) | 1行空け る。 |
| 見出し | ×附則 | |
| 第1条第1項 | ××第1編× ×××第1章× ××××第1節× ×××××第1款× × () 第1条× | |
| 第1条第2項 | × 。 | |
| 本 則 | 2× × (A) 。ただし、 (B) 。 | (A) 本文 (B) ただ し書 |
| 第2条第1号 | × () 第2条× × (C) 。この場合において、 (D) 。 | (C) 前段 (D) 後段 (C)+(D)= 各号列記 以外の部 分 |
| 第2条第2号ア | ×(1) ×× 。 | |
| | ×(2) ××ア× ××× 。 | |
| | ××イ× 。 | |
| | ×××(ア)× 。 | |
| | ×××× 。 | |
| | ××××あ× 。 | |
| | (中略) | |

| | | |
|----------------------|---|-------------------------------------|
| <p>附則第1項 附 則</p> | <p>× × × 附 × 則 1 × × 2 ×</p> | <p>本則と附則の間は1行空ける。</p> |
| <p>別 表</p> | <p>別表（第 条関係）</p> <div data-bbox="555 562 1182 692" style="border: 1px solid black; height: 58px; width: 393px;"></div> | <p>別表が2以上あるときは、別表第1、別表第2...とする。</p> |
| <p>様 式</p> | <p>第 号様式（第 条関係）</p> <div data-bbox="555 860 1182 990" style="border: 1px solid black; height: 58px; width: 393px;"></div> | <p>1様式の場合は、別記様式とする。</p> |

2 書式

(1) 条例

ア 制定する場合

(例1)

| | | | |
|------|-------------|-------|------|
| × | 条例をここに公布する。 | | |
| × | × | 年 月 日 | |
| | | 浜松市長 | 氏 名× |
| | 浜松市条例第 号 | | |
| × | × | × | 条例 |
| × | () | | |
| 第1条× | | 。 | |
| × | () | | |
| 第2条× | | 。 | |
| × | () | | |
| 第 条× | | 。 | |
| × | × | × | 附 則 |
| × | この条例は、 | | 。 |

イ 全部を改正する場合

(例2)

| | | | |
|------|-----------------------|-------|-----------|
| × | 条例(1)をここに公布する。 | | |
| × | × | 年 月 日 | |
| | | 浜松市長 | 氏 名× |
| | 浜松市条例第 号 | | |
| × | × | × | 条例(1) |
| × | 条例(2) (年浜松市条例第 号) | | の全部を改正する。 |
| × | () | | |
| 第1条× | | 。 | |
| × | () | | |
| 第2条× | | 。 | |
| × | () | | |
| 第 条× | | 。 | |
| × | × | × | 附 則 |
| × | この条例は、 | | 。 |

注 条例の全部改正とともに題名を改正するときは、1は新題名、2は旧題名とする。

ウ 一部を改正する場合

(例3)

| | | | |
|---|-----------------------|-------|----------------|
| × | 条例の一部を改正する条例をここに公布する。 | | |
| × | × | 年 月 日 | |
| | | 浜松市長 | 氏 名× |
| | 浜松市条例第 号 | | |
| × | × | × | 条例の一部を改正する条例 |
| × | 条例(年浜松市条例第 号) | | の一部を次のように改正する。 |
| × | | 。 | |
| × | × | × | 附 則 |
| × | この条例は、 | | 。 |

エ 廃止する場合

(例4)

| | | | |
|---|--------------------|---------|-----------|
| × | 条例を廃止する条例をここに公布する。 | | |
| × | × | 年 月 日 | |
| | | 浜松市長 | 氏 名× |
| | 浜松市条例第 | 号 | |
| × | × | × | 条例を廃止する条例 |
| × | 条例(| 年浜松市条例第 | 号)は、廃止する。 |
| × | × | × | 附 |
| × | この条例は、 | | 。 |

オ 条文等を改正する場合 (例5～96)

別添 「新旧対照表方式による条文等の改正書式」

別添 「改め文方式による条文等の改正書式」

(2) 規則 条例の場合に準じる。

(3) 告示

ア 規程形式を用いる場合

(ア) 新設する場合

(例97)

| | | | |
|-----|--------------|-------|------|
| | 浜松市告示第 | 号 | |
| × | 規程を次のように定める。 | | |
| × | × | 年 月 日 | |
| | | 浜松市長 | 氏 名× |
| × | × | × | 規程 |
| 第1条 | × | | 。 |
| 第2条 | × | | 。 |
| 第 | 条 | × | 。 |
| × | × | × | 附 |
| × | この告示は、 | | 。 |

(イ) 一部を改正する場合

(例98)

| | | | |
|---|--------|---------|------------------|
| | 浜松市告示第 | 号 | |
| × | 規程(| 年浜松市告示第 | 号)の一部を次のように改正する。 |
| × | × | 年 月 日 | |
| | | 浜松市長 | 氏 名× |
| × | | | 。 |
| × | × | × | 附 |
| × | この告示は、 | | 。 |

(ウ) 廃止する場合

(例 99)

| |
|--|
| 浜松市告示第 号 × 規程(年浜松市告示第 号)は、廃止する。(年 月 日限り廃止する。) ×× 年 月 日 浜松市長 氏 名× |
|--|

(I) 条文等を改正する場合 条例の場合に準じる。

イ 規程形式を用いない場合

(ア) 新設する場合

(例 100)

| |
|--|
| 浜松市告示第 号 × とする。(とし、 年 月 日から施行する。)(とし、 年 月 日から適用する。) ×× 年 月 日 浜松市長 氏 名× |
|--|

(イ) 一部を改正する場合

(例 101)

| |
|---|
| 浜松市告示第 号 × 年浜松市告示第 号()の一部を次のように改正する。 (次のように改正し、 年 月 日から施行する。)(次のように改正し、 年 月 日から適用する。) ×× 年 月 日 浜松市長 氏 名× × 。 |
|---|

(ウ) 廃止する場合

(例 102)

| |
|--|
| 浜松市告示第 号 × 年浜松市告示第 号()は、廃止する。(年 月 日限り廃止する。) ×× 年 月 日 浜松市長 氏 名× |
|--|

(4) 公告 告示の場合に準じる。

(5) 訓令甲

ア 制定する場合

(例103)

| | | | |
|----------------|------|---|----|
| 浜松市訓令甲第 号 | | | |
| × 規程を次のように定める。 | | | |
| ×× 年 月 日 | | | |
| | 浜松市長 | 氏 | 名× |
| ××× 規程 | | | |
| × () | | | |
| 第1条× | | | |
| × () | | | |
| 第2条× | | | |
| × () | | | |
| 第 条× | | | |
| ×××附×則 | | | |
| ×この訓令甲は、 | | | |

イ 全部を改正する場合

(例104)

| | | | |
|----------------------------|------|---|----|
| 浜松市訓令甲第 号 | | | |
| × 規程を次のように定める。 | | | |
| ×× 年 月 日 | | | |
| | 浜松市長 | 氏 | 名× |
| ××× 規程 | | | |
| × 規程(年浜松市訓令甲第 号)の全部を改正する。 | | | |
| × () | | | |
| 第1条× | | | |
| × () | | | |
| 第2条× | | | |
| × () | | | |
| 第 条× | | | |
| ×××附×則 | | | |
| ×この訓令甲は、 | | | |

ウ 一部を改正する場合

(例105)

| | | | |
|---------------------------------|------|---|----|
| 浜松市訓令甲第 号 | | | |
| × 規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。 | | | |
| ×× 年 月 日 | | | |
| | 浜松市長 | 氏 | 名× |
| ××× 規程の一部を改正する訓令甲 | | | |
| × 規程(年浜松市訓令甲第 号)の一部を次のように改正する。 | | | |
| × | | | |
| ×××附×則 | | | |
| ×この訓令甲は、 | | | |

エ 廃止する場合

(例106)

浜松市訓令甲第 号

× 規程を廃止する訓令甲を次のように定める。

×× 年 月 日

浜松市長 氏

名×

××× 規程を廃止する訓令甲

× 規程(年浜松市訓令甲第 号)は、廃止する。

×××附×則

×この訓令甲は、 。

オ 条文等を改正する場合 条例の場合に準じる。

(6) 訓令乙

(例107)

浜松市訓令乙第 号

訓令先

×

×

×× 年 月 日

浜松市長 氏

名×

3 文例

(1) 本則

ア 総則的規定

(ア) 趣旨規定と目的規定

- ・趣旨規定 (例108)

(趣旨)
第 条 この条例は、.....について必要な事項を定める。

- ・目的規定 (例109)

(目的)
第 条 この条例は、.....し、もって.....することを目的とする。

(イ) 定義規定と略称規定

定義規定はその法令中に用いられる用語の意義を定めた規定で法令の解釈上の疑義をなくするためのものであり、略称規定は法文を簡潔にするために長い字句の略称を定めるためのものである。

- ・定義規定 (例110)

この条例において「 」とは、.....をいう。

(例111)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) ×.....をいう。
(2) ×.....をいう。

(例112)

(.....をいう。以下同じ。)
.....(以下「 」という。)
(.....をいう。以下この条において同じ。)
(.....を除く。以下同じ。)

- ・略称規定 (例113)

.....(以下「 」という。)
.....(以下単に「 」という。)
.....(以下「 等」という。)
.....(以下「 」と総称する。)

イ 雑則的規定

- 委任規定 (例114)

.....について必要な事項は、規則で定める。
.....、規則で定めるところにより.....
.....その他(のうち、のほか、)規則で定める.....
└ 条例第 条の(に規定する)規則で定める は、.....と
する。(規則での規定方法)

(例 1 1 5)

(委任)
第 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(例 1 1 6)

(細目)
第 条 この規則(規程)に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。(条例以外の場合)

ウ 罰則規定

(例 1 1 7)

.....した者は、 年以下の懲役に処する。

第 条の規定に違反して.....した者は、 円以下の罰金に処する。

第 条の規定に違反した者は、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。

(2) 附則(当初附則)

ア 施行期日に関する規定

(例 1 1 8)

この条例は、公布の日から施行する。

(例 1 1 9)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(例 1 2 0)

この条例は、 法（平成 年法律第 号）の施行の日から施行する。

(例 1 2 1)

この条例は、規則で定める日から施行する。

イ 有効期限に関する規定

(例 1 2 2)

この条例は、平成 年 月 日限り、その効力を失う。

ウ 適用関係に関する規定

(例 1 2 3)

第 条の規定は、.....について適用し、.....については、なお従前の例による。

(例 1 2 4)

この条例は、公布の日から施行し、平成 年 月 日から適用する。

(例 1 2 5)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 条の規定は、平成 年 月 日から適用する。

エ 経過措置に関する規定

(例 1 2 6)

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(例 1 2 7)

この条例の施行の際現に旧条例第 条の規定によりなされた許可は、この条例第 条の規定によりなされた許可とみなす。

(例 1 2 8)

この条例の施行の際旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(例 1 2 9)

この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

(例 1 3 0)

この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(3) 附則（改正附則）

ア 施行期日に関する規定

(例 1 3 1)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 条の改正は、平成 年 月 日から施行する。

第 条の次に 1 条を加える改正
第 条を削る改正
第 条の改正中 に係る部分
第 条の改正中「 」の次に「 」を加える部分

改め文方式による改正の場合は、「改正」とあるのは、「改正規定」とする。

その他は、当初附則の場合（例 1 1 8 ～ 1 2 1）に準じる。

イ 適用関係に関する規定

(例 1 3 2)

| |
|--|
| 改正後の第 条の規定は、.....について適用し、.....については、なお従前の例による。 |
|--|

| |
|---|
| 改正後の 条例（以下「新条例」という。）第 条の規定は、平成 年 月 日から適用する。 |
|---|

その他は、当初附則の場合（例 1 2 4）に準じる。

ウ 経過措置に関する規定

当初附則の場合（例 1 2 6 ~ 1 3 0）に準じる。